

令和2年度
重要事項要望書



笑顔みちる水都 とくしま

徳島市

日ごろは、徳島市政の推進につきまして、格別のご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、徳島市を取り巻く社会情勢は、少子高齢化の進行や都市部への人口流出による地域の活力低下、南海トラフ地震をはじめとする自然災害リスクの高まり、さらには、高速道路の延伸による関西圏との直結など、大きく変化してきております。

こうした中、徳島市では、まちづくりの指針となる「徳島市まちづくり総合ビジョン」に掲げる施策をはじめ、市民目線で様々な取り組みを展開し、「市民満足度の高い、多くの人に住みたい、住み続けたいと思ってもらえるまち」の実現に全力で取り組んでおります。

また、地方創生への取り組みとして、国が東京一極集中の是正に向け策定を進める「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」や県の総合戦略を勘案するとともに、若者や産学など幅広い分野から意見を徴取し、地域の特性を生かした徳島市の次期総合戦略を今年度中に策定することとしており、地方創生のさらなる充実・強化に努めているところでございます。

しかしながら、徳島市ならではの強みを生かした独自のまちづくりを機動的かつ戦略的に推進し、県や周辺自治体との連携強化を十分に図りながら、「県都とくしま」を再生させるためには、徳島市自らの努力はもちろんですが、国のご支援やご協力が必要不可欠でございます。

つきましては、令和2年度政府予算の編成に際し、徳島市にとって必要かつ緊要な別添の要望事項について、是非ともご理解と特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年7月

徳島市長 遠藤 彰 良

令和2年度 重要要望事項 目次

主管省庁局	要 望 事 項	頁
内閣府 子ども・子育て本部 総務省 自治財政局	幼児教育・保育無償化に伴う財政措置について	1
農林水産省 生産局	「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」の採択要件緩和について	3
国土交通省 土地・建設産業局	地籍調査事業の推進について	5
国土交通省 都市局 道路局	徳島市内の連続立体交差事業の推進について	7
国土交通省 水管理・国土保全局	吉野川の直轄管理区間における洪水・地震津波対策の促進について	9
国土交通省 道路局	高規格道路網等の整備促進について	11
国土交通省 観光庁	地方における訪日外国人旅行者受入環境整備について	15

幼児教育・保育無償化に伴う財政措置について

< 主管省庁局 内閣府 子ども・子育て本部・総務省 自治財政局 >

【要望の趣旨】

これまで進めてきた地方自治体独自の取組も含めた子育て世帯の経済的負担軽減策継続のため、10月からの保育料無償化後も、現在の取組を継続して実施するために必要な財源の確保について、要望するもの。

◆現況・課題等

現況

【独自の経済的負担軽減策】

- 第3子について、国の制度に上乗せして、市独自で無償化している。
(第1・2子の年齢制限なし)
- 徳島県の制度として、3歳から5歳の第2子の一部について無償化している。
(所得制限あり)

課題

- 10月からの幼児教育・保育無償化の実施に伴い、副食費が実費徴収となる。
- 自治体独自制度による無償化対象世帯のうち、国の副食費免除の対象とならない世帯では、負担増となる場合が生じる。

副食費の負担増への対策が必要

副食費の免除対象の範囲を、現在保育料が無償化されている世帯まで拡大し、幼児教育・保育の無償化に伴う負担増を防止する必要がある

◆具体的要望内容

従前から実施している地方自治体独自制度による幼児教育・保育の無償化対象世帯の経済的負担が増えないよう、副食費免除の対象範囲拡大に必要な財政措置について、特段のご配慮をお願いいたします。



1 保育料無償化に関する副食費の取り扱い

	対象者		現行制度	無償化による変更 (国制度)
副食費の 取り扱い	基本		保育料の一部 として徴収	実費徴収
	年収 360 万円未満世帯		保育料の一部 として徴収 ※但し、条件 により無償 (保育料無償)	免除
	年収 360 万円以上世帯		保育料の一部 として徴収 ※下記無償化の 対象者を除く	実費徴収
	第 2 子 無償化 対 象	【市制度】 年収 640 万円未満世帯 かつ 第 1 子が 18 歳未満 ※県補助活用	無償 (保育料無償)	実費徴収 ★負担増
	第 3 子 無償化 対 象	【国制度】 第 1 子、2 子が 小学校就学前	無償 (保育料無償)	免除
【市制度】 第 1 子、2 子の 年齢制限なし ※市単独補助		無償 (保育料無償)	実費徴収 ★負担増	

2 【参考】現在の多子世帯の保育料無償化（2号認定の子ども）

対象者	徳島市の制度	徳島県の制度	国の制度
第 2 子	<ul style="list-style-type: none"> 市民税所得割額 168,999 円以下 18 歳未満の児童が 2 人 以上いる世帯の第 2 子 	<ul style="list-style-type: none"> 世帯年収 640 万円未満 18 歳未満の児童が 2 人 以上いる世帯の第 2 子 	—
第 3 子	<ul style="list-style-type: none"> 所得制限なし 年齢制限なし 	<ul style="list-style-type: none"> 世帯年収 640 万円未満 18 歳未満の児童が 3 人 以上いる世帯の第 3 子 	【年収 360 万円未満】 年齢制限なし 【年収 360 万円以上】 小学校就学前児童が 3 人以上いる世帯の 第 3 子

「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」の採択要件緩和について

＜ 主管省庁局 農林水産省 生産局 ＞

【要望の趣旨】

施設・設備の老朽化が著しく、本市食肉センターの施設整備が必要となっているが、現状の処理頭数実績では「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」の採択要件を満たすことは困難であることから、採択要件緩和を要望するもの。

◆現況・課題等

現況

- 築 30 年が経過し、施設・設備の老朽化が著しく、安全基準の厳格化が困難である。
- 当センターは、県内でと畜される牛の約 90%を処理している。
- 平成 30 年度の処理頭数実績は豚換算 198 頭/日。



食肉センター

課題

- グローバル化に必要な不可欠な国際的な衛生管理基準 H A C C P（ハサップ）等に対応した高度な衛生管理ができる施設整備が必要となっている。
- 県内食肉処理施設の再編統合を踏まえても、国補助金の採択要件である整備後の処理能力豚換算 700 頭/日を満たすことは困難である。

多額の施設整備費が
大きな障害

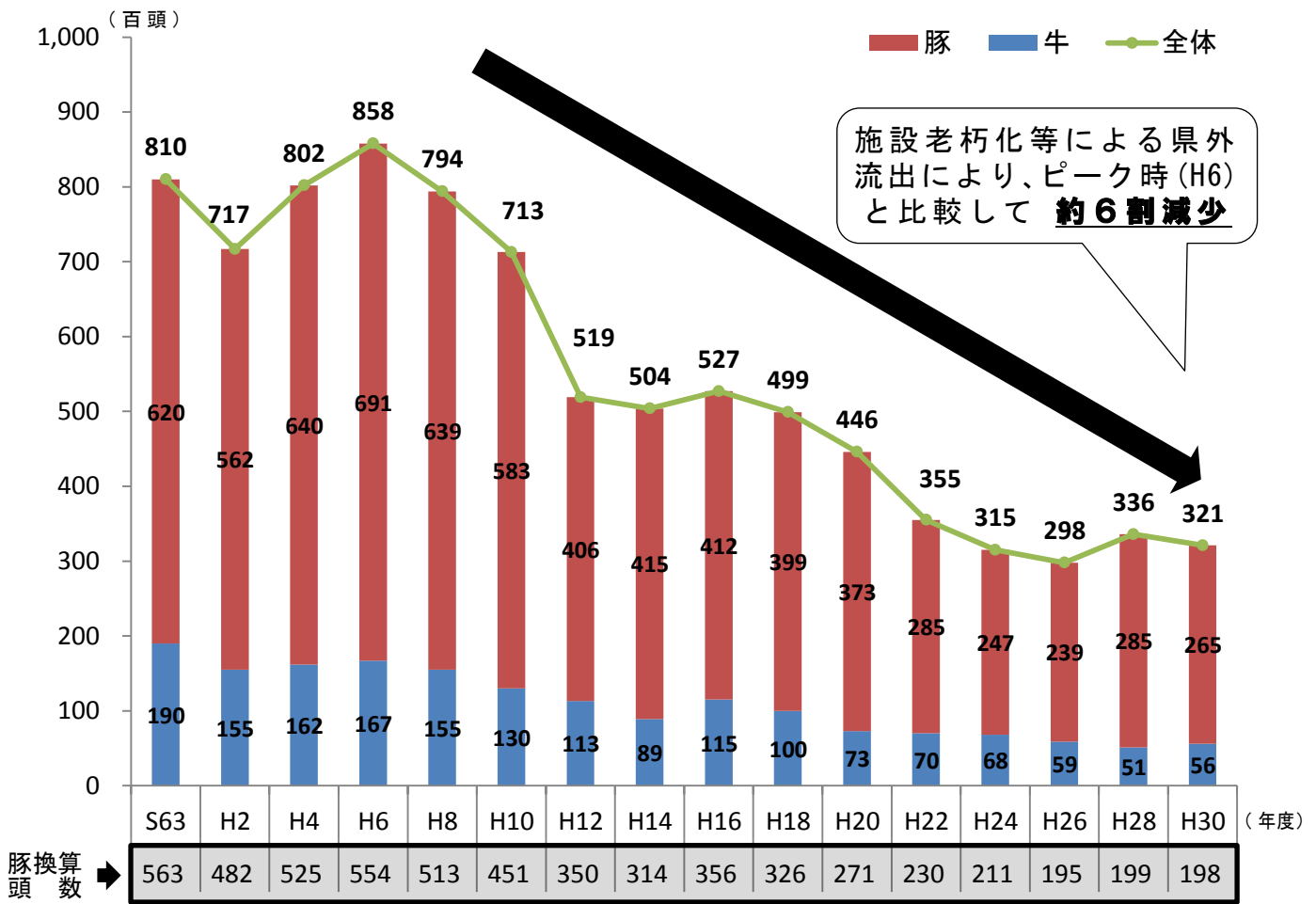
当センターが県域における基幹的な流通拠点としての役割を果たし、畜産業及び地域経済を活性化させる観点からも、新施設の建設に対する補助金等の十分な支援が必要である

◆具体的要望内容

実状に合った適正規模の高度な衛生管理ができる新施設を建設するために、国補助金の採択要件にある、1日当たりの処理能力等の要件緩和について特段のご配慮をお願いいたします。

徳島市担当部課名 経済部 農林水産課

1 本市食肉センターと畜頭数の推移



2 徳島市食肉センター新施設整備の事業効果

(1) 輸出の拡大に対応（HACCP、ハラール対応等）

産業のグローバル化への対応、「もうかる農林水産業」の推進

(2) 県内生産者の処理完結率の向上

ブランド品目の振興、地域産業の基盤強化

(3) 口蹄疫等の家畜伝染病発生時の危機管理に対応

食の安全・安心の推進

地籍調査事業の推進について

＜ 主管省庁局 国土交通省 土地・建設産業局 ＞

【要望の趣旨】

南海トラフ地震の発生が切迫する中、被災後の迅速な復旧復興対策に向けては地籍調査の完了が急務であり、その推進のため、予算の継続的な確保を要望するもの。

◆現況・課題等

現況

- 本市の進捗率は 24.5%であり、全国及び県平均と比べて低い状況である。(平成 29 年度末)
- 本市では、南海トラフ地震での津波浸水被害想定地域の内、約 6 割が調査未実施である。

徳島市	面積(k㎡)
実施計画の総面積	170.78
津波浸水被害想定地域の面積①	57.50
①の内、調査未実施地域の面積	32.65 (56.7%)

課題

- 津波浸水被害想定地域の調査未実施地域が多いことから、南海トラフ地震被災後の復旧復興に大きな支障となる。
- 令和 2 年度からの第 7 次十箇年計画においては、緊急性の高い津波浸水被害想定地域への重点化を図り、調査を着実に進めていくことが急務である。

迅速な復旧復興に不可欠な地籍調査

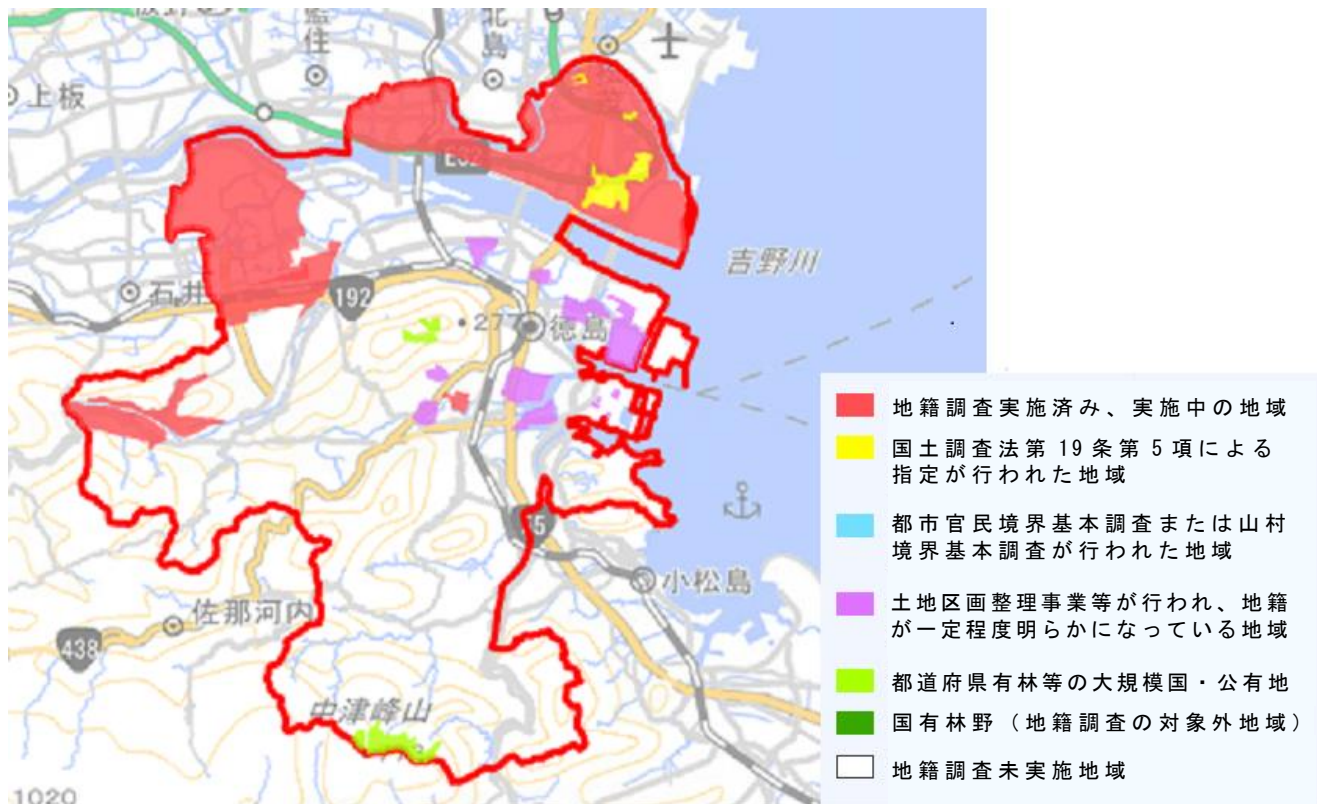
第 7 次十箇年計画に基づき、津波浸水想定地域での調査を推進していくためには、地籍調査費負担金等の安定した確保が必要である

◆具体的要望内容

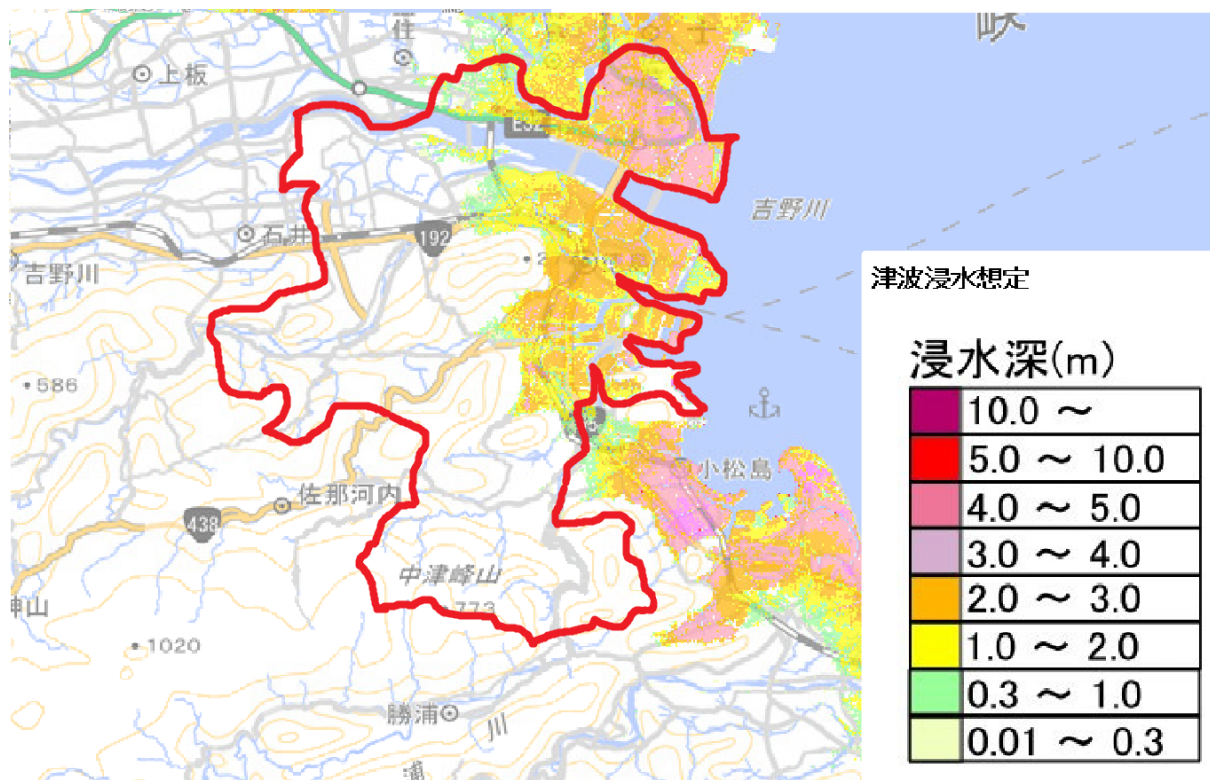
南海トラフ地震への備えは必要不可欠であり、地籍調査事業の予算額の確保にあたっては、社会資本整備総合交付金はもとより、交付金の対象とならない地域における地籍調査推進のため、地籍調査費負担金についても十分な確保を図っていただきますよう、ご配慮をお願いいたします。

徳島市担当部課名 都市整備部 都市政策課

1 徳島市の地籍調査状況マップ（地籍調査Webサイトより）



2 徳島市の防災マップ（徳島県総合地図提供システムより）



徳島市内の連続立体交差事業の推進について

< 主管省庁局 国土交通省 都市局、道路局 >

【要望の趣旨】

市街地の一体化や交通渋滞の緩和を図るため、徳島駅西から文化の森駅付近までの連続立体交差事業の推進について、要望するもの。

◆現況・課題等

現況

- JR 高徳線、徳島線及び牟岐線
 - ⇒ 本市中心部は、様々な都市機能が集積する本県の政治・経済・文化の中核であるとともに、交通の要衝となっている。
 - ⇒ JRは陸上交通の大動脈として、県勢全体の発展に大きな役割を果たしている。
- 佐古駅を中心とした 3.7 km 区間が平成 7 年に完成
 - ⇒ 新たな道路や高架側道の整備により、交通渋滞が緩和され、また高架下を駐輪場に活用するなど、利便性の高いまちが構築され、都市の活性化が進んでいる。

課題

●徳島駅西－文化の森駅付近(4.7km)

多くの踏切(13箇所)や立体交差により円滑な移動ができない

様々な都市活動の支障となり、中心市街地の活力が低下

まちの魅力を生かしきれていない

さらには

避難路の確保や救命・救急活動の迅速化等、災害に強いまちづくりが喫緊の課題

将来に向けて本市が持続的に発展していくためには、まちづくりと連続立体交差事業を一体として行う必要がある

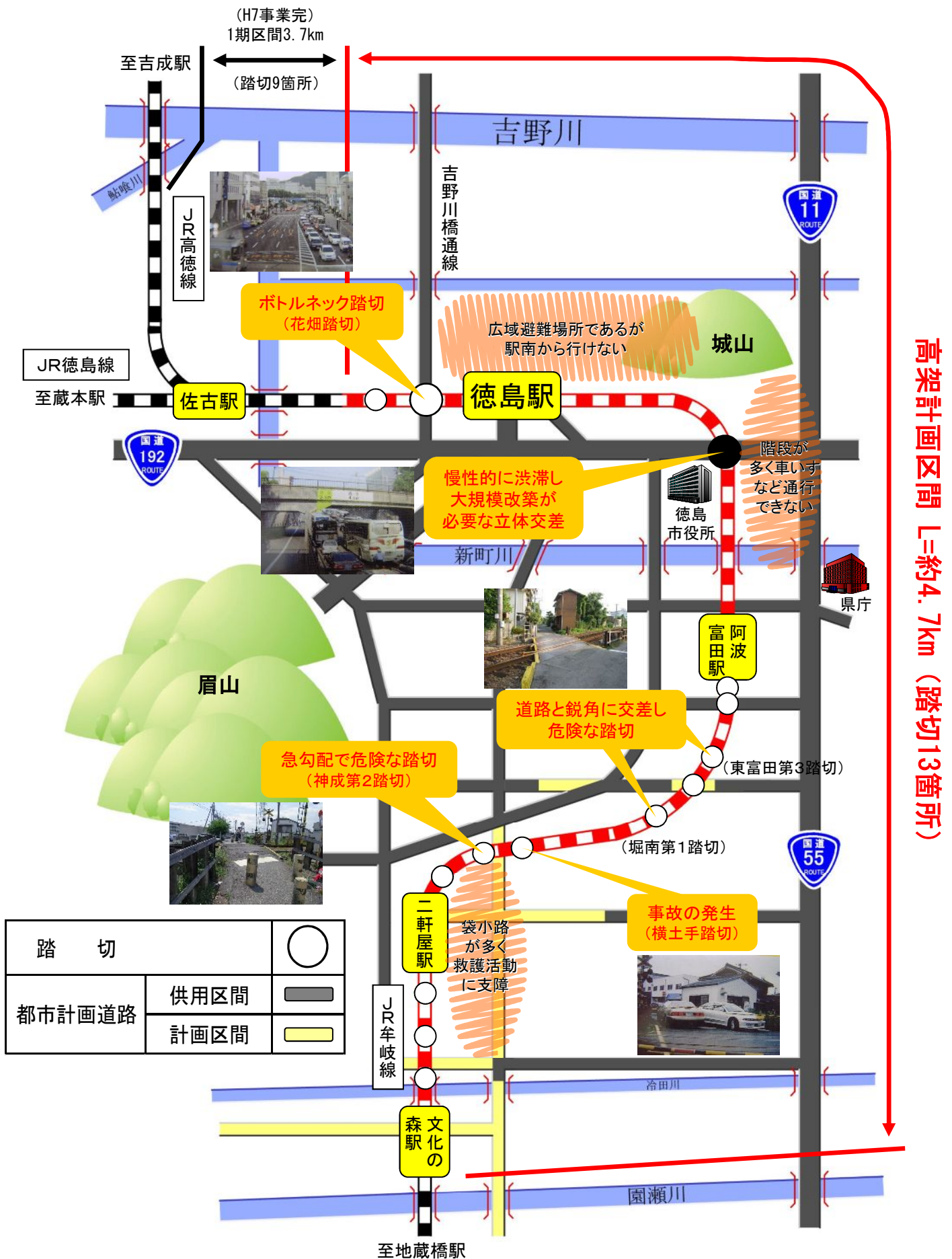
◆具体的要望内容

徳島市では、連続立体交差事業と一体化した徳島駅周辺の整備により、中心市街地におけるにぎわいの創出やまちの魅力づくりを可能とする新たなまちづくり計画を策定しました。今後、まちづくり計画の内容の深度化を図り、その実現に向けて取り組んでいくところでございます。

つきましては、本市まちづくりへのご協力と連続立体交差事業の推進について、特段のご配慮をお願いいたします。

徳島市担当部課名 都市整備部 まちづくり推進課

徳島市内の連続立体交差事業の概要図



踏切		○
都市計画道路	供用区間	■
	計画区間	■

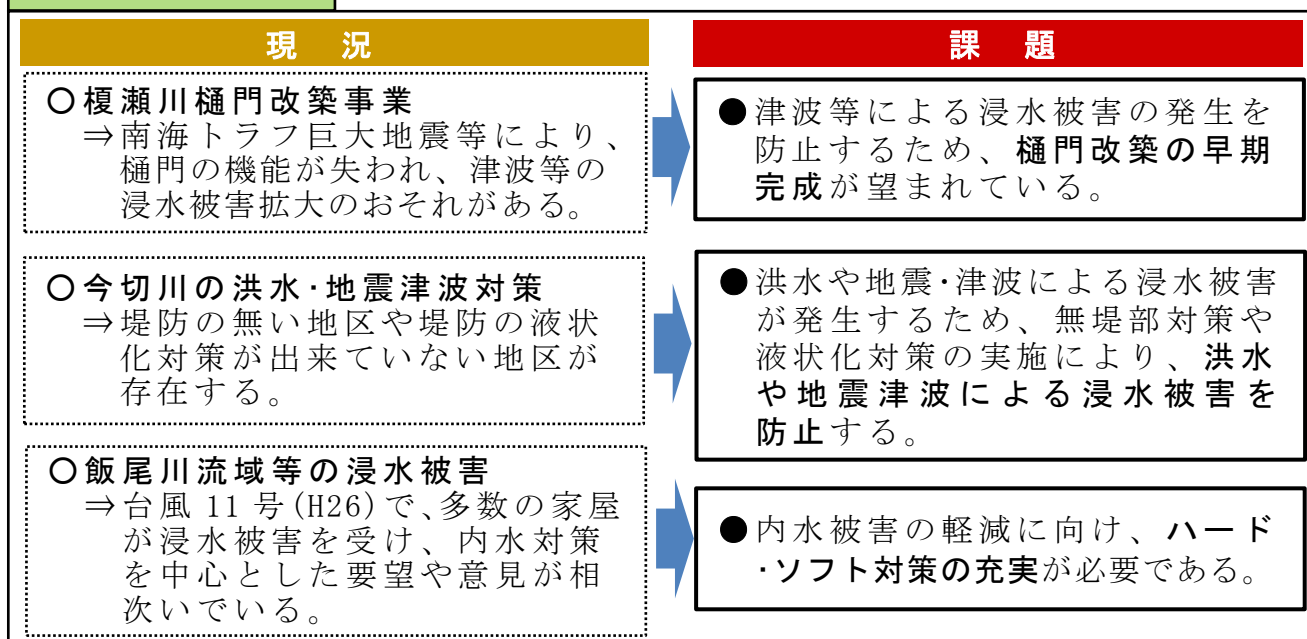
吉野川の直轄管理区間における 洪水・地震津波対策の促進について

< 主管省庁局 国土交通省 水管理・国土保全局 >

【要望の趣旨】

台風等の洪水による浸水被害や今後想定される南海トラフ巨大地震の津波被害の軽減を図るため、吉野川・今切川において必要な対策の実施に向け、治水事業費の予算枠の拡大について要望するとともに、直轄河川改修事業等の整備促進を要望するもの。

◆現況・課題等



市民の安全で安心な生活を確保するため対策が必要である

◆具体的要望内容

吉野川における直轄河川改修事業等の整備促進と新規箇所の早期事業化について、特段のご配慮をお願いいたします。

- ① 榎瀬川樋門改築事業
 - ・榎瀬川樋門改築の早期完成
- ② 吉野川・今切川の洪水・地震津波対策
 - ・今切川の無堤地区への堤防整備及び堤防耐震対策の促進
 - ・今切川右岸宮島江湖川及び榎瀬江湖川合流点への水門の新設
- ③ 内水対策
 - ・角ノ瀬排水機場の能力向上(20 m³/s→40 m³/s)
 - ・宮島江湖川及び榎瀬江湖川における排水機場の新設

また、近年、全国各地で発生している異常気象を勘案すると、今後、さらに水害が多発する恐れがあり、洪水被害を未然に防ぎ、市民の安全で安心な生活を確保するためにも、治水事業の予算枠の拡大を図っていただきますようお願いいたします。

徳島市担当部課名 土木部 下水道事務所 建設課




高規格道路網等の整備促進について

＜ 主管省庁局 国土交通省 道路局 ＞

【要望の趣旨】

地方創生、国土強靱化、生産性の向上を実現し、ストック効果を最大限に発揮させるため、四国横断自動車道の整備促進及び徳島自動車道の早期4車線化並びに徳島環状道路の整備促進による高規格道路網等の整備について、要望するもの。

◆現況・課題等

現 況	課 題
<p>○四国横断自動車道 ⇒徳島東 IC-徳島 JCT 間は、令和3年度供用に向け整備中。 ⇒津田 IC-徳島東 IC 間は、令和2年度供用に向け整備中。</p> <p>○徳島自動車道 ⇒暫定2車線区間が約8割。 阿波 PA 付近 7.5km の付加車線を整備中。 ⇒H31.3 に「脇町・美馬間」4.8km の付加車線設置を事業認可。</p>  <p>○徳島環状道路 ⇒南環状道路では改良工事を推進中。及び事業認定申請に向け準備中。</p>	<p>●四国横断自動車道 ⇒徳島市の産業集積地であるマリンピア沖洲産業団地や徳島県木材団地と高速道路へのアクセスが不便である。</p> <p>●徳島自動車道 ⇒利用者の安全性や快適性が不十分。 ⇒大規模災害時の対応に不安。</p> <p>●徳島環状道路 ⇒都市内交通や通過交通が市中心市街地に集中するため、交通渋滞が慢性化し、日常生活や地域の経済活動に深刻な影響を及ぼしている。</p>

地方創生を力強く進めるための基盤となる
高規格道路網等の整備を促進する必要がある

◆具体的要望内容

高規格道路網等の整備促進について、特段のご配慮をお願いいたします。

- ① 四国横断自動車道
 - ・徳島東 IC-徳島 JCT 間の整備促進
 - ・津田 IC-徳島東 IC 間の整備促進
 - ・阿南 IC-津田 IC 間の開通時期の早期提示
- ② 徳島自動車道の早期4車線化
- ③ 徳島南環状道路の建設促進

また、今後の予算編成にあたっては、新たな財源の創設を含め、公共事業予算を最大限確保するようお願いいたします。加えて、「強い物流」の実現に向けて、徳島環状道路を重要物流道路に指定し、補助事業による重点整備促進についても、特段のご配慮をお願いいたします。

徳島市担当部課 都市整備部 広域道整備課

高速道路延伸により地域経済の好循環が加速

○四国横断自動車道は平成27年3月に鳴門JCT～徳島ICが開通

現在、徳島JCT以南の事業を推進中

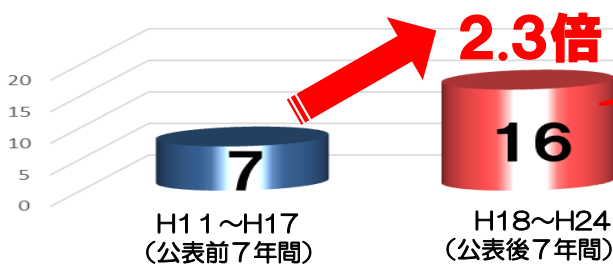
○鳴門JCT～徳島・徳島東ICの開通見通の公表後

「工場立地件数」が2.3倍に増加し臨海部の企業立地を促進

○津田ICの連結許可(H27.7)を契機に、

新たな「陸・海・空の結節点」が誕生

■開通見通し前後の工場立地件数の伸び



更なる企業進出による
地域経済の好循環を期待

H18.3開通見通し公表

※対象エリアは徳島市、鳴門市、松茂町
※件数は徳島県調べ



※上記地図は、国土地理院ホームページ (<http://maps.gsi.go.jp>) をもとに作成。

高速道路整備によるストック効果の発現



「徳島JCT・津田間」の早期供用

整備が進む
徳島東IC～津田IC

- ◆複合一貫ターミナルと高速道路が直結！
- ◆水面貯木場を埋立て新たな産業拠点に！

松茂SIC 徳島阿波おどり空港
複合一貫ターミナル 新造船4隻就航
徳島JCT 徳島東IC 津田IC
R3開通予定 R2開通予定 R1募募開始

➡ スtock効果の最大化！

H27 松茂スマート IC 開通

徳島阿波おどり空港

➡ 空港とのアクセス性が向上

『徳島環状道路』の早期整備で中心部の渋滞緩和！ 地域生産性の向上による『地方創生』実現を！！

路線名	番号	観測地点	地名	平日24時間交通量(台/日)
一般国道55号	①	徳島市大松町上の口		44,523
	②	徳島市八万町沖須賀		58,962
一般国道11号	③	徳島市川内町鈴江北		57,493
	④	徳島市東吉野町1丁目		70,906
	⑤	徳島市徳島本町1丁目		60,247
一般国道192号	⑥	徳島市国府町観音寺		20,505
	⑦	徳島市庄町		28,928
	⑧	徳島市南出来島町		32,347

※H27年度 交通センサスより



**徳島市中心部
渋滞状況**
一般国道11号
徳島市中洲町付近

**徳島東環状線
川内工区
(H24.4月 供用)**



**徳島東環状線
阿波しらさぎ大橋
(H24.4月 供用)**



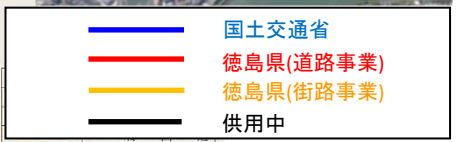
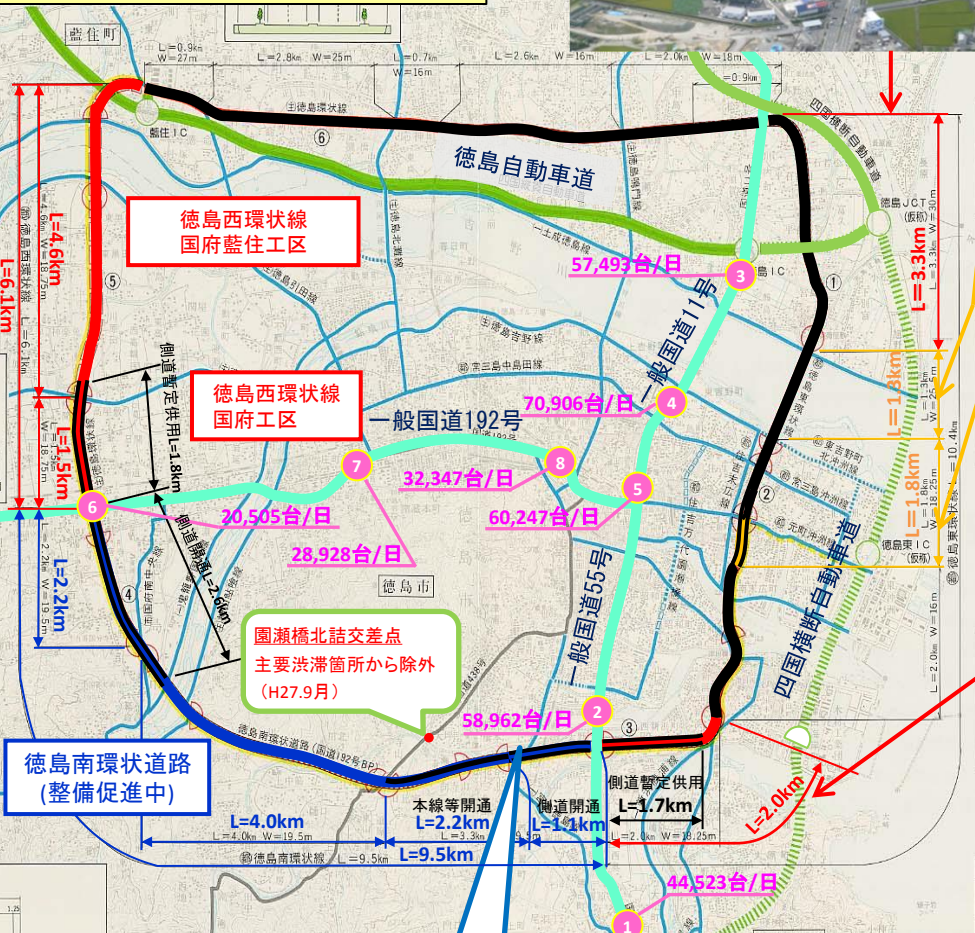
**徳島東環状線
末広住吉工区
(整備推進中)**



**徳島東環状線
新浜八万工区
(整備推進中)**



徳島環状道路 約35km



地方における訪日外国人旅行者受入環境整備について

＜ 主管省庁局 国土交通省 観光庁 ＞

【要望の趣旨】

地方における訪日外国人旅行者の利便性の向上のため、平成31年度に創設された『観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業』の継続的な実施など、さらなる支援を要望するもの。

◆現況・課題等

現 況

○徳島県の宿泊者数は4年連続全国最下位

【徳島市の取組】

○平成30年度まで

- ・徳島東部地域のDMO設置
- ・市立高校と台湾国立潮州高級中学が姉妹校となり相互交流実施
- ・台湾向け誘客事業実施
- ・台湾花蓮県吉安郷と友好交流協定締結

○令和元年度

- ・委託型免税カウンター整備検討
- ・台湾に加え香港向け誘客事業実施

課 題

●訪日外国人旅行者の利便性向上と観光消費額の拡大

- ⇒ナイトタイムエコノミーを踏まえ、繁華街への無料Wi-Fi環境の整備
- ⇒ICTを活用したまちあるき環境の整備・充実

●免税店を増加させるための要件緩和



- ・地方において訪日外国人旅行者数を増加させるためには、利便性向上のための環境整備に対する継続的な財政支援が必要である
- ・外国人の利用者数がそれほど多くない地方の商店街における免税店数を増加させるためには、設置要件の緩和が必要である

◆具体的要望内容

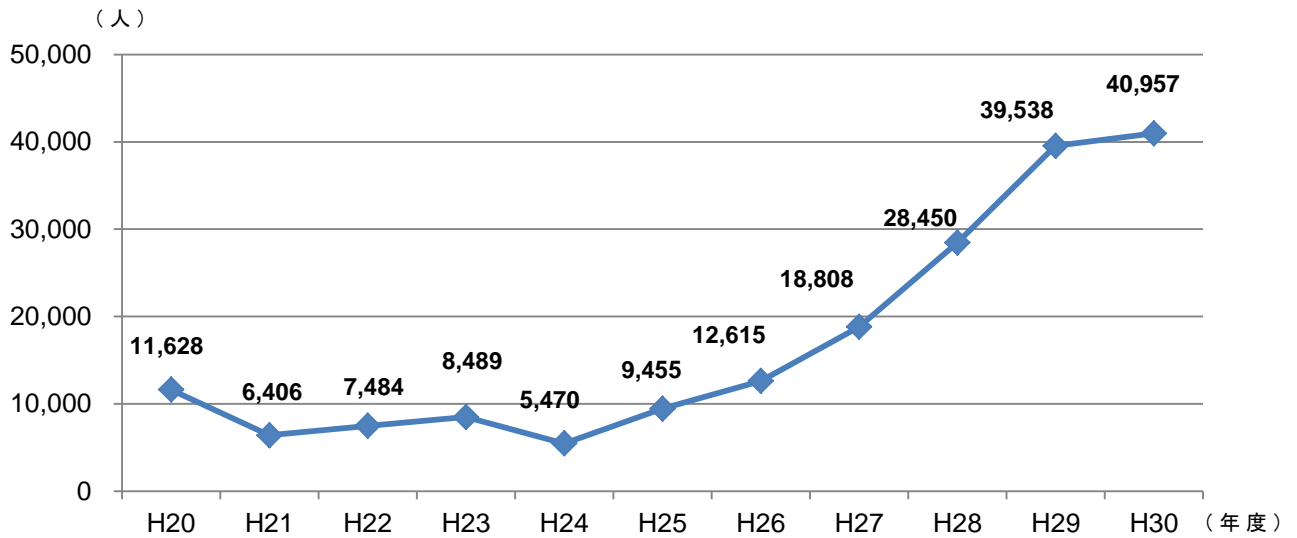
地方における訪日外国人旅行者の利便性向上のため、特段のご配慮をお願いいたします。

- ① 『観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業』の令和2年度以降の継続的な実施
- ② 大規模小売店舗立地法に規定する大規模小売店舗内に設置された免税カウンターを、周辺商店街の免税カウンターと兼ねるための法律要件の緩和



徳島市担当部課名 経済部 観光課

1 徳島市内外国人旅行者延べ宿泊者数の状況



2 免税店数の状況

「観光立国推進基本計画」(平成 29 年 3 月)では、「地方における免税店数を平成 30 年に 2 万店規模へ増加させる」となっている。

		平成 25 年 4 月	平成 31 年 4 月	
全 国		4,622 店舗	50,198 店舗	
	うち地方	1,320 店舗	19,041 店舗	→ 概ね達成
四国の状況	徳島県	2 店舗	95 店舗	→ 全国 45 位
	香川県	28 店舗	255 店舗	
	愛媛県	15 店舗	223 店舗	
	高知県	3 店舗	132 店舗	

3 免税一括カウンター（手続委託型輸出物品販売場）の設置要件等

【設置要件】

消費税法施行令第 18 条の 2 第 4 項で次のとおり規定されている。

- ① 商店街振興組合法に規定する商店街組合の定款に定められた地区に所在する販売場
- ② 中小企業等協同組合法に規定する事業協同組合の定款に定められた地区に所在する事業者が近接して事業を営む地域であって、その大部分に一の商店街が形成されている地域に所在する販売場
- ③ 大規模小売店舗立地法に規定する大規模小売店舗内にある販売場
- ④ 一棟の建物内にある販売場

※ 消費税法施行令第 18 条の 2 第 6 項で、①と②に設置された免税手続きカウンターは、条件によっては、隣接・近接する商店街等の免税カウンターを兼ねることができることになっている。



Tokushima City